

岩手県告示第776号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり行う。

平成29年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

（1） 日時 平成30年2月7日（水） 午後1時から

（2） 場所 滝沢市砂込389番20 岩手産業文化センター

2 受験手続 受験願書を平成29年11月27日（月）から同年12月1日（金）までに岩手県保健福祉部医療政策室に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療政策室に問い合わせること。